

平成 23 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

平成 23 年 9 月 日

1 基本方針

食品安全基本法（平成 15 年 5 月 23 日法律第 48 号）第 14 条及び食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）に基づき作成された食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成 17 年 4 月 2 日食品安全委員会決定）においては、緊急時対応について平時から備えるべきこととして、緊急時対応訓練の実施を定めている。

また、緊急時対応専門調査会において、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震における緊急時の対応結果や、平成 22 年度に実施した緊急時対応訓練の検証結果等を踏まえて、より実践的な内容で、継続して訓練を実施することが重要であると指摘されたところである。

については、食品安全委員会及び事務局を対象とした緊急時対応訓練を実施し、緊急時対応の問題点や改善点について検討することで、組織全体の対応能力の一層の向上を図ることとする。

2 重点課題

東北地方太平洋沖地震における緊急時の対応結果及び平成 22 年度に実施した訓練の検証結果から、以下を重点課題とする。

（1）緊急時対応マニュアル等の実効性の向上

- 実践的な確認訓練の実施により、緊急時対応の具体的作業手順等を示した「食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）（以下、「手順書（未定稿）」と言う。）」の実効性を検証する。
- 訓練を通して得られた改善意見や作成された緊急時用資料等を、手順書（未定稿）や緊急時対応マニュアル等に反映し、内容の充実と実効性の向上を図る。

（2）より迅速かつわかりやすくて的確な情報提供に向けた組織能力の向上

- 緊急時に、食品安全委員会及び事務局全体として確実な初動対応がとれるよう、手順書（未定稿）に即した作業手順について理解を深めるための実務研修を行う。
- 緊急時に、的確で誤解を与えない情報提供ができるよう、わかりやすい説明資料作成や模擬記者説明会等のメディア対応に係る実務研修を行う。
- シナリオ非提示で現実の時間経過に近づけた実動の確認訓練を実施することで、実際の対応の流れを確認し、組織的な対応能力の向上を図るとともに、習得した技術・知識のレベルを確認する。

3 訓練設計

実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計とし、体系的に訓練を実施する。

【訓練設計の概要】

	実務研修	確認訓練
実施年月日	平成23年9月から 平成23年12月までの間	平成24年2月
目的	委員会及び事務局内の基本的な緊急時対応能力を向上させる。	「食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）」の実効性を検証するとともに、実際の緊急時における組織的な対応能力を向上させる。
内容	実務の研修を実施。研修内容は次のとおり。 ・「食品安全委員会緊急時対応手順書（未定稿）」に基づく緊急時対応手順の理解 ・わかりやすい説明資料作成の実践 ・的確な記者説明対応の実践	緊急時対応の手順等の確認を一日かけて実施。（シナリオ非提示で現実の時間経過に沿って行う〔模擬記者説明会含む〕。）
対象	委員及び事務局職員	委員及び事務局職員